

参考資料2

○寒川町パブリックコメント手続に関する規則

平成21年8月17日

規則第19号

改正 平成25年3月14日規則第13号

令和3年5月7日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町自治基本条例(平成18年寒川町条例第32号)第20条第2項に規定するパブリックコメントの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則においてパブリックコメント手続とは、次条各号に規定する町の重要な計画等の策定及び改定(以下「計画の策定等」という。)に当たり、町民からの有益な意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮し、町としての意思決定を行うため、あらかじめ当該計画の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、これに対する町民からの意見等を広く公募し、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象とする計画の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の策定又は改廃
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の策定又は改廃
- (3) 町民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則若しくは規程又は要綱等の策定又は改廃
- (4) 町の総合計画、部門別的基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定又は改廃
- (5) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
- (6) 町が行う公共施設整備又は市街地開発事業に関する計画の策定又は改廃
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業効率の検証が必要な事務事業その他の町民の生活に深く関わること等の理由によりパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないものとする。ただし、第7号及び第8号に掲げるものについて寒川町自治基本条例第20条の規定に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 公益上、迅速又は緊急を要するもの
- (2) 町税又は負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額又は料率に関するもの
- (3) 法令等(法令、町その他の地方公共団体が定める条例等及び国又は他の地方公共団体が定める計画等をいう。以下同じ。)の規定の廃止に伴う関連計画等の廃止に関するもの

- (4) 法令等の制定又は改廃に伴う関連規程の整理その他の軽微な変更に関するもの
 - (5) 法令等の規定によるもので、内容の決定に際し町長の裁量の余地がないもの
 - (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの
 - (7) 法令又は条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手續が実施されるもの
 - (8) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又は町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等(以下「審議会等」という。)が、この規則に準ずる手續を経て報告、答申等を行ったもの
- 2 前項の規定によりパブリックコメント手續を実施しないことを決定した場合は、町長は、パブリックコメント手續不実施理由書(別記様式)を次に掲げる方法により、速やかに公表しなければならない。
- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 当該計画の策定等を所管する課等の窓口その他町長が定める場所への備付け
(平25規則13・令3規則18・一部改正)
(パブリックコメント手續の周知等)
- 第5条 町長は、パブリックコメント手續の実施に当たっては、広報への掲載、町ホームページへの掲載、前条第2項第2号に掲げる町施設への掲示その他適当と認められる方法により、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、町民へ周知しなければならない。
- (1) 計画の策定等の名称
 - (2) 意見等の提出期間(期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。)
 - (3) 計画等の案の公表の場所及び方法
(計画の策定等の案の公表等)
- 第6条 町長は、計画の策定等を行う場合は、当該計画等の案(以下「案」という。)をあらかじめ公表し、次に掲げる事項を定めて広く意見等を求めなければならない。
- (1) 意見等の提出期間(期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。)
 - (2) 配布場所又は案の公表の場所
 - (3) 意見等の提出方法
 - (4) 意見等の取扱い(結果の公表予定時期を含む。)
 - (5) 問い合わせ先
- 2 前項の規定により案を公表する場合は、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
- (1) 案の概要
 - (2) 案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料
- 3 前2項の規定による公表は、当該計画の策定等を所管する課等の窓口その他町長が定める場所での閲覧及び配布並びに町ホームページへの掲載により行うものとする。

- 4 第1項第1号に規定する意見等の提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむをえない理由がある場合は、その理由を公表し、意見等の提出期間を短縮することができる。
- 5 第1項第3号に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 町長が指定する場所への提出
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他町長が必要と認める方法

6 意見等を提出する町民は、原則として住所又は所在及び氏名又は名称を明らかにして意見等を提出するものとする。

(平25規則13・令3規則18・一部改正)

(提出意見等の考慮)

第7条 町長は、パブリックコメント手続を実施して計画の策定等を行う場合は、提出された案に対する意見等を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第8条 町長は、パブリックコメント手続を実施して計画の策定等を行う場合は、当該計画の策定等の実施より前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画の策定等の名称
- (2) 案の公表日及び意見等の提出期間(期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。)
- (3) 提出された意見等(意見等がなかった場合にあっては、その旨)
- (4) 提出された意見等を考慮した結果及びその理由

2 町長は、前項の規定により公表する場合において、同項第3号の規定による提出された意見等を整理し、又は要約して公表することができる。

3 町長は、提出された意見等を公表する場合において、第三者の利益を害する恐れがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出された意見等の全部又は一部を除いて公表することができる。

4 町長は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず計画の策定等を行わないこととした場合は、その理由(別の計画の策定等について改めて同様のパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 第1項及び前項の規定による公表の方法は、第6条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「前2項」とあるのは「第1項及び前項」と読み替えるものとする。

(他の意見等提出の機会)

第9条 町長は、より多くの意見等を得るため、この規則に定めるパブリックコメント手続のほか、住民説明会、意見交換会等の意見等を提出する機会(次項において「住民説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 前項の規定により住民説明会等を開催した場合は、町長は、パブリックコメント手続の例により、提出された意見等の考慮及び結果の公表を行うものとする。

(実施状況の公表)

第10条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況を定期的に町ホームページにおいて公表するとともに、寒川町まちづくり推進会議に報告するものとする。

(令3規則18・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に策定の過程にある案については、可能な限りこの規則の手続に準じた手續を経て作成するよう努めるものとする。

3 附則第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して60日以内に実施する計画の策定等については、この規則の規定(前項に係るものを除く。)は適用しない。

附 則(平成25年3月14日規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月7日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。